

愛知県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、特別高圧電力価格の高騰を鑑み、県内の中小企業者に対し、支援金を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(支援金の交付の対象となる者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、県内で特別高圧電力を受電している中小企業者（国及び自治体等の公的機関が所有する施設を受電をしている場合を除く）又は県内で特別高圧電力を受電している工業団地及び商業施設等に入居している中小企業者。ただし、みなし大企業は除く。

2 前項の中小企業者は、特別高圧電力に由来する電力を使用して、その電力料金を負担している者に限る。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特別高圧電力 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十一号）第2条3に規定する特別高圧により供給される電力。

(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。

(3) みなし大企業 次のアからオのいずれかに該当する、中小企業者をいう。

なお、国及び自治体等の公的機関は次のアからウにおいて大企業とみなす。

また、海外企業についても、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する資本金及び従業員数を超える場合は大企業とみなす。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(4) 工業団地 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する中小企業団体。

(5) 商業施設等 ショッピングセンターなどの商業施設、複合商業施設、オフィスビル、工場、その他の施設で、店舗、オフィス、その他事業所が入居する施設。

(交付金額)

第4条 支援金額は、電気使用量に基づき別表1のとおりとする。

なお、電気使用量の証明が一切できない場合は以下のとおりとする。なお、対象月の入居期間が1か月に満たない場合は、以下の電力使用量に対象月の入居期間日数を乗じ、対象月の日数で除したものを専有面積1㎡あたりの電力使用量とする。

区分	専有面積 1 m ² あたりの電力使用量
動力電力を使用する機器等（申請者が個別に設置している場合に限る。）を使用している場合	1 か月あたり 50kWh
上記以外	1 か月あたり 10kWh

- 2 前項の電気使用量は申請者が最終的に電気使用料金を負担したものに限り。
- 3 支援単価に 1 円未満の端数は生じた場合は、対象月毎にこれを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第 5 条 支援金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、知事が設置するウェブサイトを利用した電子申請、又は郵送申請により、別表 2 に定める書類（以下「申請書類」という。）を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。なお、交付の申請は同一の申請者につき、申請対象期間ごとに特段の事情がある場合を除き、原則一度に限るものとする。また、申請書類及びその基礎資料については、電磁的方法等により 5 年間保存し、知事から提出を求められた場合には速やかに提出するものとする。

ただし、別表 3 に該当する場合は、同表に掲げる書類を省略することができる。

（交付決定及び通知）

第 6 条 知事は、前条の規定により申請書類の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、交付する。

- 2 前項の規定による交付の決定の通知は、支援金を交付すべきものと認めた交付対象者が指定する銀行等口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を交付対象者からの請求書とみなす。
- 3 第 1 項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでない認められたときは、愛知県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 7 条 規則第 13 条に定める実績報告は、第 5 条に定める交付申請をもって代えるものとする。

（決定の取り消し等）

第 8 条 知事は、支援金の交付をした場合において、支援金の交付を受けた者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、交付の決定の全部又は一部を取り消し、支援金の返還を命ずることができる。

- （1） 申請の取下げがあった場合
- （2） 本要綱に違反した場合
- （3） 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合
- （4） 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

（加算金及び遅延利息）

第 9 条 支援金の交付を受けた者は、前条の規定による処分に関し、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、支援金の交付を受け

た者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

- 3 支援金の交付を受けた者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第 1 項及び第 3 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。
- 5 第 1 項及び第 3 項の規定に定める加算金及び遅延利息の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合とする。

（受給権の譲渡、担保の禁止）

第 10 条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（調査）

第 11 条 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

- 2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

（暴力団の排除）

第 12 条 愛知県暴力団排除条例（平成 22 年愛知県条例第 34 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、交付の対象としない。

- 2 交付対象者が交付の決定後、前項に該当することとなったとき、又は第 4 条の申請をしたときに前項に該当していたことが判明したときには、交付の決定を取り消すものとする。

（細則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 19 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 8 月 25 日から施行し、令和 5 年 7 月 27 日に遡及して適用する。

この要綱は、令和 5 年 12 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 7 日から施行する。

別表 1-1 (第 4 条関係)

対象	支援単価
令和 5 年 4 月電力使用量 (5 月検針分)	3.5 円/kWh
令和 5 年 5 月電力使用量 (6 月検針分)	3.5 円/kWh
令和 5 年 6 月電力使用量 (7 月検針分)	3.5 円/kWh

別表 1-2 (第 4 条関係)

対象	支援単価
令和 5 年 7 月電力使用量 (8 月検針分)	3.5 円/kWh
令和 5 年 8 月電力使用量 (9 月検針分)	3.5 円/kWh
令和 5 年 9 月電力使用量 (10 月検針分)	1.8 円/kWh

別表 1-3 (第 4 条関係)

対象	支援単価
令和 5 年 10 月電力使用量 (11 月検針分)	1.8 円/kWh
令和 5 年 11 月電力使用量 (12 月検針分)	1.8 円/kWh
令和 5 年 12 月電力使用量 (1 月検針分)	1.8 円/kWh

別表 1-4 (第 4 条関係)

対象	支援単価
令和 6 年 1 月電力使用量 (2 月検針分)	1.8 円/kWh
令和 6 年 2 月電力使用量 (3 月検針分)	1.8 円/kWh
令和 6 年 3 月電力使用量 (4 月検針分)	1.8 円/kWh

別表 1-5 (第 4 条関係)

対象	支援単価
令和 6 年 8 月電力使用量 (9 月検針分)	2.0 円/kWh
令和 6 年 9 月電力使用量 (10 月検針分)	2.0 円/kWh
令和 6 年 10 月電力使用量 (11 月検針分)	1.3 円/kWh

別表 1-6 (第 4 条関係)

対象	支援単価
令和 7 年 1 月電力使用量 (2 月検針分)	1.3 円/kWh
令和 7 年 2 月電力使用量 (3 月検針分)	1.3 円/kWh
令和 7 年 3 月電力使用量 (4 月検針分)	0.7 円/kWh

別表 2 (第 5 条関係)

	提出する書類
1	交付申請書兼請求書 (様式第 1 号)
2	電気使用量が分かる書類
3	特別高圧電力の受電契約書又は入居している施設等の受電契約書 (ただし、入居している工業団地及び商業施設等があらかじめ県に提出していた場合は除く)
4	申請日の前 3 か月以内に発行された建物の現在事項証明書又は全部事項証明書 (ただし、工業団地及び商業施設等に入居している中小企業者が申請する場合は除く)
5	工業団地及び商業施設等に入居している証明書
6	申請日の前 3 か月以内に発行された申請者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 (ただし、個人事業主の場合は除く)
7	振込先口座が分かる書類
8	その他知事が必要と認める書類

別表 3 (第 5 条関係)

書類の添付の省略ができる場合	添付の省略ができる書類		
	区分	県内で特別高圧電力を受電している工業団地及び商業施設等に入居している中小企業者	県内で特別高圧電力を受電している中小企業者
別表 1-5 及び別表 1-6 に定める対象期間の支援金を申請するにあたり、最後に申請した、別表 1-1、別表 1-2、1-3 及び別表 1-4 に定める対象期間の申請内容から変更がないと認められる場合	1	特別高圧電力の受電契約書又は入居している施設等の受電契約書	—
	2	申請日の前 3 か月以内に発行された建物の現在事項証明書または全部事項証明書	—
	3	工業団地及び商業施設等に入居している証明書	—
	4	申請日の前 3 か月以内に発行された申請者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	—
	5	振込先口座が分かる書類	同左